

重要事項説明書

指定訪問介護事業所

公益社団法人 沖縄市シルバー人材センター

重要事項説明書

(訪問介護サービス)

あなたに対する訪問介護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第 37 号第 8 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

(1) 事業者概要

事業所名称	公益社団法人 沖縄市シルバー人材センター
事業所の所在地	沖縄県沖縄市美原三丁目 1 番地 1 号
法人種別	社団法人
代表者名	理事長 上原 秀雄
電話番号	098-929-1361

介護保険法令に基づき沖縄県知事から指定を受けている事業所名称 (指定番号)	各事業所につき介護保険法令に基づき 沖縄県知事から指定を受けている 居宅介護サービスの種類
指定訪問介護事業所 (沖縄県 4770400184 号)	指定訪問介護

(2) ご利用事業所

指定訪問介護事業所	公益社団法人 沖縄市シルバー人材センター
指定番号	沖縄県 4770400184 号
事業所の所在地	沖縄県沖縄市美原三丁目 1 番地 1 号
電話番号	098-929-1361

(3) 事業の目的と運営方針

事業の目的	公益社団法人沖縄市シルバー人材センターが行う指定訪問介護事業について 人員及び管理運営に関する事項を定めセンターの介護福祉士又は訪問介護員研 修の修了者が、要介護状態にある高齢者に対し、適切な訪問介護を提供するこ とを目的とします。
運営の方針	センター訪問介護員等は、指定訪問介護計画に則り、かつ、シルバー人材セ ンター福祉・家事援助サービス憲章を遵守しながら、要介護者等の心身の特性 を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、 入浴、排泄、食事の介助、その他の生活全般にわたる援助を行います。また事 業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿 密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

(4) ご利用事業所の職員体制

ご利用事業所の 従業者の職種	員 数	職 務 内 容
管理者	常勤兼務1名	管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うと共に、センターの従業者に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行います。
サービス提供責任者	常勤1名	サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成し、利用者又はその家族にその内容を説明するほか、センターに対する指定訪問介護利用の申し込みに係わる調整、従業者に対する技術指導等のサービス内容等の管理を行います。
訪問介護員	非常勤4名以上	従業者は、訪問介護計画に基づき指定訪問介護の提供にあたります。

(5) 営業時間

営 業 日	月曜日～金曜日	但し、土、日、国民の祝日及び12月29日から 1月3日までは除く
営 業 時 間	午前8時～午後5時	
サービス提供日	月曜日～土曜日	
サービス提供時間	午前8時～午後8時	

(6) 通常の事業の実施地域

沖縄市内、北中城村、北谷町の区域とします。

(7) サービス内容 (介護保険給付対象サービス)

指 定 訪 問 介 護	身 体 介 護	利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うため必要な準備及び後始末、並びに日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助並びに専門的な援助 ・食事介助 ・排泄介助 ・入浴介助 ・清拭 ・身体整容 ・更衣介助 ・体位変換 ・移乗・移動介助 ・起床・就寝介助 ・服薬介助 ・通院介助 ・自立生活支援のための見守りの援助
	生 活 援 助	身体介護以外のサービスで日常生活の援助 ・清掃 ・洗濯 ・ベットメイク ・衣類の整理補修 ・買い物 ・一般的な調理、配下膳

(8) サービス利用料金 (利用者負担額)

※訪問介護及サービスの利用料。

令和3年4月1日

サービスの種類	保険給付適用のあるもの	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)	介護サービス基本利用料
身体介護	20分未満	167円	334円	501円	1,670円
	20分以上 30分未満 (身体1)	250円	500円	750円	2,500円
	30分以上 1時間未満 (身体2)	396円	396円	1,188円	3,960円
	1時間以上 1時間30分未満 (身体3)	579円	1,158円	1,737円	5,790円
	以降30分 増すごとに	84円	168円	252円	840円
生活援助	20分以上 45分未満 (生活2)	183円	366円	549円	1,830円
	45分以上 (生活3)	225円	450円	675円	2,250円
	25分増すごとに	67円	134円	201円	670円
初回加算	新規利用 開始月のみ	200円	400円	600円	2,000円

※ 令和3年9月30日までの間は訪問基本単位数へ千分の一に相当する単位数を算定。
(令和3.4月介護報酬改定による、新型コロナウイルス特例措置)

※ 基本料金に対して早朝(午前6時～午後8時)・夜間(午後6時～午後10時)は25%増
深夜(午後10時～午後6時)

(9) 交通費の実費

利用者の居宅が、当該事業所の通常の実施地域外にある時には、交通費の実費を徴収します。		
○ 当該事業所から、片道おおむね	10km 未満	300円
○ 当該事業所から、片道おおむね	10km 以上	500円

(10) 第三者による評価の実施状況

第三者評価による 評価の実施の状況	1 あり	実施年月日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

(11) 苦情申立窓口

ご利用者相談窓口	ご利用時間 月曜日～金曜日 午前8時～午後5時 ご利用方法 電 話：098-929-1361 面 接：公益社団法人 沖縄市シルバー人材センター 担当者：仲宗根 正史 瀬名波 奈緒美
市町村苦情 担当窓口	沖縄市役所 介護保険課 098-939-1212 ご利用時間 平 日：午前8時30分～午後5時15分
沖縄県国民健康 保険団体連合会	ご利用時間 平 日：午前8時～午後5時 電 話：098-860-9026 (介護福祉課)
沖縄県介護保険 広域連合	ご利用時間 平 日：午前8時30分～午後5時15分 電 話：098-911-7502 (業務課)

(12) 緊急時の対応方法

サービス提供中に、利用者の病状等の急変、その他の緊急事態が生じた時は速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずる他、管理者や家族にも報告します。		
利用者の主治医	氏 名	
	医療機関の名称	
	所 在 地	
	電話番号	
緊急連絡先	氏 名	
	住 所	
	電話番号	
	携帯電話	

(13) 事故発生時の対応方法

<p>利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者家族、当該利用者に係わる居宅介護支援事業所・地域包括支援センター等に連絡を行うと共に、必要な措置を講ずる。事業所は利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。</p> <p>保険会社名： (株) 損害保険ジャパン 保険名： 損害責任保険</p>

(14) 秘密保持の遵守

当事業所は、指定訪問介護サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する情報は、契約期間中はもとより、契約終了後においても決して第三者に漏らしません。

(15) 個人情報の取り扱い

個人情報については、当事業所の提供するサービスを適正かつ円滑に提供するために必要な範囲内で情報を収集し、管理者の管理のもと保管するとともに、利用目的に沿った利用を行います。

個人情報の利用に際しては、利用者及びその家族の同意が必要となりますので、別紙の「訪問介護サービス利用契約における個人情報使用同意書」に記名押印していただくこととなります。

下記の内容の場合に個人情報を使用することがあります。

- ・介護支援専門員の開催するサービス担当者会議
- ・事業所内にて行うミーティングやケース検討会議
- ・事故等の報告など・・・

当事業所は、利用者に対する指定訪問介護サービスの提供開始にあたり、利用申込み者及びそのご家族に対して本書面に基づいて上記重要事項を説明し、交付しました。

令和 年 月 日

公益社団法人 沖縄市シルバー人材センター
沖縄市美原三丁目1番地1号

説明職員名： 瀬名波 奈緒美 印

私は、本書面を受領し、センターから指定訪問介護についての重要事項の説明を受け、サービス開始に同意します。

令和 年 月 日

住 所 _____

利用申込み者 _____ 印

代理人住所 _____

氏 名 _____ 印

続柄 ()